2026年10月23日　デイリー版1面　外航全般

欧州自己資本規制、邦銀の船舶融資に影響。独ヒルマー弁護士提言、ファンド活用を

日本の金融機関による船舶融資は、欧州など海外海運企業にとっても大きな役割を果たしている。しかし、欧州連合（EU）による新金融規制CRDVI（第6次自己資本要求指令）が、邦銀の欧州向け船舶融資の手法に影響を与えそうだ。同指令ではEU域外の銀行がEEA（欧州経済領域）の企業に融資をする際、欧州内の現地支店設立などの対応が必要となる。海事分野に精通した独弁護士、クレメンス・ヒルマー氏（ノールデンジョーンズ・パートナー、写真）が本紙に対し、同指令の概要などについてコメントを寄せ、日本の金融機関が取るべき対策について解説。欧州内でのクレジットファンド活用などの選択肢を提言した。


クレメンス・ヒルマー氏

紙面ビュー

CRDVIでは、非EEA加盟国銀行がEEA加盟国に融資を行う際、原則として借り手が所在する国に認可された第三国支店を設立する必要があると規定される。支店設立には最低500万ユーロの資本金維持が必要だが、当該支店はEUパスポート（EU全域で事業を行う権利）の恩恵を受けず、融資サービスは認可された国でしか提供できない。

「日本の船舶金融機関は一般的に、複数のEEA加盟国に顧客を抱えるため、このやり方はコスト面から日本の銀行には適さない場合が多いだろう」（ヒルマー氏）

EU内子会社があれば、CRDVIが求める第三国支店は不要だ。支店と異なり、子会社はEUパスポートの恩恵を受けることができ、一般的にEEA全域で融資サービスを提供できる。ただし、子会社の場合は適切な人員配置が必要で、広範な規制監督の対象ともなる。また、英子会社はEUパスポートを持たないため、EEA企業に対して融資を行う条件としては十分ではない。一部邦銀は既にEU内に子会社を置くが、ヒルマー氏はその場合、日本の親会社ではなく、子会社が融資拠点としての役割も担うべきだとした。

ヒルマー氏は法人・支店の設立以外に、幾つかの対策を挙げる。一つは「リバース・ソリシーテーション」（逆勧誘）だ。船主など顧客が直接「融資してほしい」と要請してきた場合、欧州支店・子会社を経由せず、日本から直接融資が可能となる可能性がある。ただし、顧客との電子メールの履歴、顧客からの書面での確認などを通じ、規制当局に証明する必要がある。

ヒルマー氏は「将来的に欧州で実質的なポートフォリオを構築・維持したいのであれば、この例外規定に長期的・構造的ソリューションとして依存すべきではない」とする。

ヒルマー氏は、即座に支店・現地法人が設立できない場合の現実的な選択肢として、ルクセンブルクなどでのクレジットファンド設立を提案する。クレジットファンドは外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）によって管理される必要があり、日本の銀行と、必要に応じて他の投資家から資金調達し、借入主体に融資を行う。クレジットファンド自体は独自の従業員を雇用する必要はなく、日本の銀行の担当者は取引案件の特定やアドバイザー役として機能できる。ただし、融資の実行にはAIFMの承認が必要となる。

ヒルマー氏は「多くのサービスプロバイダーがAIFMとしての活動を申し出ている。このようなクレジットファンドは、ポートフォリオの拡大を目指す邦銀にとって、欧州市場への適切な第一歩となるだろう」とした。

独合資会社（KG）、デンマークの株式会社（A/S）、蘭合弁会社（CV/BV）など欧州の現地法人が借入主体となる場合がある一方、ギリシャの船主や借り手は、例えばマーシャル諸島などの特別目的会社（SPV）を通じて組織されることが多い。借入主体がEU域内法人ではないため、CRDVIが適用されないと見ることはできるが、ヒルマー氏は「SPVの実際の経営判断がギリシャで行われている場合、個々のケースごとに評価する必要がある」とした。

■リース会社は適用外も個別案件精査

ヒルマー氏はさらに、「日本のリース会社はCRDVIの適用上、銀行として認められず、したがってその適用範囲外となる可能性があると判断するのが妥当だ」と説明するが、これも個々のケースごとに評価する必要があると付け加えた。単にリース会社という名称だけではなく、預金受け入れの有無、実際の事業活動、資金調達モデルなどが判断要素となるが、重要な点として、CRDVIが適用されない場合でも各国の銀行規制規則が依然として適用される可能性があり、遵守しなければならないとした。

ヒルマー氏はさらに、金融リース（JOLCO〈日本型オペレーティング・リース〉やセール・&リースバック〈売買後の再用船〉取引を含む）はCRDVIの支店規制の対象外となるが、当該国の国内リース規制は遵守しなければならないと強調した。例えばドイツでは、金融リースは一般的に独規制当局の認可を必要とする。ただし、逆勧誘が適用される場合は、この認可要件は免除される。

ヒルマー氏は「CRDVI、国内銀行法、国内リース法を常に併せて検討していく必要がある」と締めくくった。

CRDVIは2024年7月9日に発効。各国による国内法化を経て、26年1月から新ルールが適用された。EU域外銀行による第三国支店の開設義務付けなどは、実務上の準備期間などを考慮し、27年1月11日からの適用が予定されている。

EEAはEU加盟国27カ国と、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの計30カ国が加盟している。